

山梨県公報

第十四百二号

平成十五年

七月二十八日

月 曜 日

目次

告示

土地収用事業の認定	四九七
道路の区域変更	四九八
公告	
特定計量器の定期検査の実施	四九八
甲府都市計画道路事業の施行について	五〇〇

告示

山梨県告示第四百九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

南アルプス市

二 事業の種類

(仮)わかかさ児童館建設事業及びこれに伴う附帯工事

三 起業地

収用の部分 南アルプス市大字寺部字今井ノ前地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十号第一号要件

(仮)わかかさ児童館建設事業及びこれに伴う附帯工事(以下「本事業」という。)のうち(仮)わかかさ児童館建設事業(以下「本体事業」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)の建設事業であり、法第三十二条第三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の

用に供する施設」に関するものであること、また、附帯工事は、本体事業に伴い進入路を設置するもので、同条第三十五号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない通路」に関するものであることから、法第二十号第一号に該当する。

2 法第二十号第二号要件

起業者は、平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十号第二号に該当する。

3 法第二十号第三号要件

(一) 南アルプス市の若草地区(合併前の若草町)には、現在児童館が一箇所設置されているが、利用者の増加により当該施設のみでは対応ができなくなってきたことともに、特に若草地区内の北部地域である鏡中条地区からは地理的に遠く、利用するのは困難な状況となっている。本事業は、鏡中条地区に、新たに児童館を設置するもので、児童の健全な育成を図り、その健康を増進し、及び地域の保護者が安心して子育てが出来るよう支援するためのものであり、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利用者の利便性、経済性、交通の安全性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第百二十三号厚生事務次官通知)等から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としており、認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十号第三号に該当する。

4 法第二十号第四号要件

本事業は、合併前の若草町新総合計画に位置付けられた事業であり、南アルプス市への継続事業としても位置付けられており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十号第四号に該当する。

5 結論

1 から4 まで述べたとおり、本事業は法第二十号各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 南アルプス市役所若草支所健康福祉課

山梨県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年八月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	新	旧	
大月市猿橋町大字猿橋字小倉一五七一番の二地先から 大月市猿橋町大字猿橋字大猿橋一七七番の四地先まで	一一・四 二四・八	七・四 一〇・五	八四・一

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十五年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十五年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
------------	-------	------	------	----

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり

平成十五年九月一日	午前十時から午後三時まで	富士吉田市立産業富士吉田 市 会館
平成十五年九月二日	同	同
平成十五年九月三日	同	同
平成十五年九月四日	同	同
平成十五年九月五日	同	同
平成十五年九月九日	午前十時から正午まで	山梨支所
平成十五年九月十日	午後一時半から同三時まで	山梨支所
平成十五年九月十一日	午前十時から午後三時まで	山梨支所
平成十五年九月十二日	同	山梨支所
平成十五年九月十六日	同	山梨支所
平成十五年九月十七日	同	山梨支所
平成十五年九月十八日	午前十時から正午まで	山梨支所
平成十五年九月十九日	午前十時から午後三時まで	山梨支所

平成十五年九月二十 四日	同	塩山市立塩山北中 学校	同
平成十五年九月二十 五日	同	J Aフルーツ山梨 塩山支所	同
平成十五年九月二十 六日	同	同	同
平成十五年十月二日	午前十時から 正午まで	大月市役所笹子出 張所	大月市
平成十五年十月三日	午後一時半から 同三時まで	大月市西部農村環 境改善センター	同
平成十五年十月六日	午前十時半から 正午まで	大月市役所七保出 張所	同
平成十五年十月七日	午後一時半から 同三時まで	賑岡公民館上畑倉 分館	同
平成十五年十月八日	午前十時から 正午まで	大月市役所富浜出 張所	同
平成十五年十月九日	午前十時から 午後三時まで	大月市役所猿橋出 張所	同
平成十五年十月十日	同	大月商店街協同組 合	同
平成十五年十月十五 日	午前十時半から 午後三時まで	都留市文化会館	都留市

皮革面積計	平成十五年十月二十 日	午前九時から	特定計量器の所在 場合に限る。）	甲府市を
	平成十五年十月十六 日	同	同	同
	平成十五年十月十七 日	同	同	同
	平成十五年十月二十 一日	午前十時から 正午まで	梨北農業協同組合 清哲支所	同
	平成十五年十月二十 二日	午後一時半から 同三時まで	梨北農業協同組合 大草支所	同
	平成十五年十月二十 三日	午前十時から 午後三時まで	梨北農業協同組合 中田支所	同
	平成十五年十月二十 四日	午前九時から 午後四時まで	梨北農業協同組合 藤井支所	同
	平成十五年十月二十 五日から平成十六年 三月三十一日まで（ 県の休日を除く。）	同	同	同

	五日から平成十六年三月三十一日まで 県の休日を除く。）	午後四時まで	の場所（特定計量器 検定検査規則） 平成五年通商産業 省令第七十号）第 三十九条第一項各 号のいずれかに該 当する場合に限る 。）	除く県下 全域
--	--------------------------------	--------	--	------------

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線（中下条工区）

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部

四 事業地の所在

山梨県中巨摩郡敷島町大字天下条字御岳田及び字松ノ尾並びに大字中下条字三味堂
地内